

当社は下記の2点を行動計画とする。

社員が子育てに係る時間を増えさせるよう、社員全体の働き方の見直しを行う

計画期間：令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日まで
約5年間

内 容：小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限
[方策と実施時期]
令和7年9月 20日～ 検討
令和7年10月 1日 制度の周知と実施

仕事と生活のバランスを保つために、年次有給休暇の取得促進の実施

計画期間：令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日まで
約5年間

内 容：年次有給休暇が取得しやすい職場環境を作る
[方策と実施時期]
令和7年9月 20日～ 検討
令和7年10月 1日 制度の周知と実施